

## 令和5年度南渡田地区企業誘致活動支援等業務委託（仕様書）

### （適用範囲）

- 1 本仕様書は、南渡田地区企業誘致活動支援等業務委託に関する内容について適用する。
- 2 本業務の遂行に当たっては、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び本仕様書並びに本市監督員の指示に従って行うものとする。

### （対象範囲）

- 3 本業務の対象範囲は神奈川県川崎市川崎区南渡田町（以下「南渡田地区」という。）とする。

### （目的）

- 4 本市では、臨海部ビジョンの実現に向けて、臨海部の活性化や持続的な発展を牽引する拠点形成を推進しており、南渡田地区は臨海部全体の機能転換を牽引する新産業拠点の形成を目指している。

本業務は、南渡田地区拠点整備基本計画（以下「基本計画」という。）のコンセプト等を踏まえ、南渡田地区としての目指す産業集積の姿を明らかにするとともに、誘致対象として相応しい企業や南渡田地区での具体化を見据えた国の政策等の調査・分析等を行うことを目的とする。

### （一般事項）

- 5 受託者は、監督員と常に密接な連絡をとり、その指示を受けなければならない。
- 6 受託者は、本業務の実施に際して、技術的責任を有する者及び総括する者を定め、その経歴書を提出しなければならない。
- 7 受託者は、調査等の実施状況について監督員が報告を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 8 受託者は作業の実施に当たり、市から貸与した物品、資料等については、受託者の自己責任の下に管理及び返却を行い、その内容は他に漏らしてはならない。

### （実施体制及び作業計画）

- 9 受託者は、作業計画（作業工程表、組織票、作業方法等）を作成し、監督員に提出するものとする。

### （秘密の保持）

- 10 受託者は業務上知り得た情報等をいかなる理由があっても川崎市の了解なしに第三者に漏らしてはならない。

### （業務内容）

- 11 業務内容は次によるものとする。

## (1) 戦略的な産業集積の検討

南渡田地区において、戦略的な企業誘致活動を進めるため、また、今後、様々な関係者と拠点の在り方を協議するベースとするため、拠点整備基本計画のコンセプトを踏まえ、国が進める方向性、産業としての将来性、イノベーション創出に求められる機能等を調査分析し、集積を図るべき産業や柱となる導入機能等を明らかにするとともに、産業集積が実現した場合の効果（雇用への影響、経済波及効果、G R P（域内総生産）等）の試算も含め、南渡田地区としての目指す産業集積の姿を取りまとめる。また、その際は次の情報を市から提供するものとする。

- ①川崎臨海部におけるインフラやユーティリティの情報
- ②これまでのヒアリング等における南渡田地区に対する評価等

## (2) 企業誘致活動支援

### ①企業等調査の実施

過年度に調査した企業情報の内容（法人名称、過去5年間のN E D O事業への参画状況、研究所・工場の立地情報）を本市から提供することとし、(1)の内容を踏まえ、企業情報の追加・修正等を行う。

<調査・検討内容>

- ア) 企業基本情報（法人名称、商号、郵便番号、所在地、電話番号、代表者氏名、設立年月日、主要事業内容、資本金、従業員数、直近期売上高等）
- イ) 設備投資の可能性（既存施設の建築時期及び耐用年数、新設又は増設予定施設の概要（研究開発施設、工場、事務所等、用地確保の方法（所有、賃貸、既存敷地内等）、投資額）、今後の設備投資等の計画）
- ウ) 所見・課題（南渡田地区への進出企業側及び本市双方における課題や懸案事項）
- エ) その他（本市の企業誘致を推進するにあたっての有益な情報）

### ②国プロジェクトの調査・検討

N E D O事業、G I基金、G X経済移行債、G T I E、J S T事業など、国の政策と連動したプロジェクトの内容及び現況（過去5年程度）調査及び今後のプロジェクト展開の想定

### ③南渡田地区への立地可能性等の分析

①及び②で調査した結果等を踏まえて、本市への立地可能性及び拠点価値を高める企業、国プロジェクトの南渡田地区での具現化の可能性等を分析するものとする。

### ④企業リストの作成・ヒアリング支援

③の結果等を踏まえて、南渡田地区への進出可能性等を見据えた誘致ターゲット企業のリストを作成するものとする。また、リストを活用した企業ヒアリングについて、対象及び方法等を市と協議の上で、その実施を支援する。

## (成果品)

- 12 受託者は成果品一覧に基づき監督員の指示に従って編集し、提出しなければならない。
- 13 受託者は成果品の引渡し後であっても、不備等が発見された場合は、監督員の指示により

迅速に修正等を行う。なお、これに係る経費は受託者の負担によるものとする。

14 成果品は委託機関の所有とし、委託機関の承諾なく他に公表若しくは貸与又は使用してはならない。

〈成果品一覧〉

- ① 報告書（A4版 カラー含む） 1部
- ② 電子媒体（DVD等） 1枚
- ③ その他、収集または作成した資料、データ 一式

※ DVD等には下記ラベルを貼ること。

2023年度	南渡田地区企業誘致活動支援等業務委託
委託機関名	川崎市臨海部国際戦略本部戦略拠点推進室
作業機関名	○ ○ ○ ○ ○

（委託期間）

15 委託期間は、契約締結日から令和6年3月25日までとする。

（その他）

16 受託者はこの仕様書に定めがない事項又はこの仕様書に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて双方協議して定めるものとする。